

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年9月(策定)

令和8年4月1日(最終改定)

三田市立富士小学校

## 目次

1	子どもたちの思いや願い .....	1
2	基本理念 .....	2
3	基本方針 .....	3
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し .....	3
	(2) いじめの定義 .....	3
	(3) いじめの認知 .....	4
4	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等 .....	5
	(1) いじめの防止等の対策のための組織 .....	5
	(2) いじめ防止の具体的な取組 .....	7
	(3) いじめに対する措置 .....	10
5	いじめの重大事態への対応について .....	11
	(1) 平常時の備え .....	11
	(2) いじめの重大事態発生時の対応について .....	12
6	その他 .....	12

# 1 子どもたちの思いや願い

## (1) 「いじめ」を正しく理解する

「いじめている人がいじめをしていると思っていないし、楽しんでいる」など、行為を行っている人が「遊び」や「遊びの延長」で楽しんでいることでも、相手に嫌な思いをさせているかもしれないことを理解する。

## (2) 「自分事」として考える

「一人一人が自分事だと思っていじめをなくすための対策をとる」など、誰もがいじめをする側にもされる側にもなり得ることを理解し、自らがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」当事者であることを意識する。

## (3) いじめに気付いたら止めたり、相談したりする

「『それやりすぎだよ』って注意をすることと周りの人に相談をする」など、いじめを目撃したり、不穏な空気を感じたりした際、「やめよう」と声をかけたり、信頼できる大人や友人に相談したりするなど、自分にできる行動をとる。

## (4) 安心して過ごせる居場所を作る

「解決できなくてもとりあえず話を聞いてほしい」「\*今まで通りに接してほしい」など、いじめを受けた、あるいは不安を感じている仲間に対し、話を聴く姿勢を持ったり、特別視するのではなく、今までと変わらない態度で接したりするなど、仲間が安心して過ごせる居場所を作る。

## (5) 互いの違いを認め合う

「自分の『当たり前』を押しつけないことが大切」「\*一人一人の気持ちや考え方を理解しようとする」など、自分にとっての「普通」や「当たり前」が、必ずしも相手にとっての「普通」や「当たり前」ではないことを理解し、互いの違いを認め合う。

## (6) SOSを受け止めてほしい

「相談にのってほしい」「\*自分の気持ちを知っておいてほしい」など、自分自身がいじめを受けたり、心に不安を感じたりしたときは、周りの大人や友人にSOSを発信するので受け止めてほしい。

【参考：「三田市いじめ防止基本方針」より】

## 2 基本理念

本校は、フラワータウンに位置しており、校区内は比較的、落ち着いた環境に在る。これまでからも「いじめ対応チーム」を常設（生活指導委員会が兼務）しており、いじめ発生の際には、このチームが中心となって対応している。今年度も「いじめ見逃しゼロ」を目指して、決して担任一人で抱えることなく、その解決に向けてチーム全体、学校全体で、組織的に対応していく。

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

### 【いじめの基本認識】

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑法に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より

### 3 基本方針

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

本校は『わかる喜び、できる自信を実感し、人とのつながりを大切にする児童の育成』を学校目標に掲げ、日々教育活動に取り組んでいる。まためざす児童像を「学びいっぱい・友だちいっぱい・挨拶いっぱい・夢いっぱい」とし、共生教育・人権教育を全ての教育活動の根幹としている。まわりの友だちとの関係を大切にし、自分自身の成長を感じていこうとする児童を育てていく上で、いじめは決して許されないことであるととらえている。

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙1：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

#### (2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(留意点)

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合があります。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

### (3) いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合い、遊びと思っ  
て始められたものであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可

能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

(留意点)

- ・「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

## 4 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### (1) いじめの防止等の対策のための組織(別紙2:いじめ防止のための組織)

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置する。学校いじめ対応チームは、いじめの防止、早期発見に加えて、日常的な事案への迅速な初期対応と、指導内容の正確な記録と情報共有を担う。担任などが一人で抱え込まず、管理職等への迅速な報告・連絡・相談を徹底し、チーム学校で対応する。

### 【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】

(文部科学省：いじめ防止基本方針より)

(未然防止)

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

児童生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいた場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## (2) いじめ防止の具体的な取組

### ① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童生徒に理解されるような取組を行う。

### ② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

### ③ 早期発見・早期対応（別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト）

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに類して行われたり、人間関係や学習に対するストレスもいじめが生まれる要因の一部にあたりすることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して児童生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づきけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

### ④ 発達支持的生徒指導の推進

すべての児童生徒が、個々の存在感や自己有用感を高められるよう発達支持的生徒指導を推進する。具体的には、授業や特別活動等を通じて「自己肯定感」と「他者への共感性」「多様性を認め合う

心」を育み、いじめを許さない集団づくりを基盤とする。また、問題行動への対応に留まらず、一人一人の心の居場所作り、互いに認め合う集団作りを行い、いじめを未然に防ぐ土壌を整える。

## ⑤ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、児童生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。また、「相手の気持ちを考える」「自分がされて嫌なことは相手にもしない」といった「相手の気持ちを想像する力（共感性）」や、「自分の感情やストレスを他者を傷つけずに適切にコントロールする力」の育成に努める。そして、児童生徒一人一人の主体性を大切にする中で集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出していこうとする幅広い社会性を育む。加えて、児童生徒が、多様性を認め合うことが、みんなの幸せにつながるあたりまえのこととして感じ取ることができるよう道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の※<sup>1</sup>ストレスマネジメントや※<sup>2</sup>ソーシャルスキルトレーニング、さらには※<sup>3</sup>ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

### ※注)

#### ※<sup>1</sup>ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省：生徒指導提要より）。

#### ※<sup>2</sup>ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

#### ※<sup>3</sup>ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）。

## ⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育面談」を児童生徒や保護者を対象に定期的実施する。

## ⑥ 児童生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進する。

### 【具体例】

- ・ 「いじめ撲滅宣言」を行い、パネルを作成する。
- ・ ポスターコンクールを開催し、いじめ撲滅の啓発活動を行う。
- ・ いじめに関する公開ディベートやパネルディスカッションを行う。
- ・ 小中学校の児童会、生徒会が交流するなど、異年齢交流を行う。
- ・ P T A と連携し、いじめ撲滅街頭キャンペーンを実施する。
- ・ 児童会、生徒会の取組に対し全校生にアンケート調査を実施、見直しを行う。

## ⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて児童生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

## ⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い 時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた<sup>※6</sup>自殺予防教育」を推進し、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

### ※注)

#### ※6 自殺予防教育

##### 自殺対策基本法第 5 条

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

##### 自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

### ⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

### ⑩ 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。以上のように、いじめ防止に係る取組を<sup>※</sup>PDCA サイクルに基づき実施する。PDCA サイクルにおいては、特に C（点検・評価）にあたる部分を重視し、学校の取組の見直しを図る。

#### ※PDCA サイクル

生徒指導計画（P：Plan）を策定し、実施（D：Do）し、点検・評価（C：Check）を行い、次年度の改善（A：Action）へとつなげること。

### （3）いじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

## 5 いじめの重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び、同種の事態の再発防止策を講ずることである。なお、事実関係が確定する前であっても、疑いがある段階で調査の実施に向けて動き出す。（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

### 【※重大事態とは】

ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### （1）平常時の備え

#### ①教職員の共通理解

教員研修等の実施により、三田市及び学校のいじめ防止基本方針の内容や重大事態の定義、調査の目的・手順について、共通理解を図る。

#### ②学校いじめ対応チームの機能強化

法第22条に基づく「学校いじめ対応チーム」を実効的な組織として機能させるため、平時から役割分担（全体指揮、記録、連絡調整、児童生徒・保護者への支援等）を明確にする。また、重大事態に関する研修等を行い、組織的な対応力を高める。

### ③事実に基づいた記録の共有と管理の徹底

いじめの疑いが生じた段階から、事実関係（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を時系列で詳細に記録し、組織的に共有・保管する体制を整える。記録にあたっては、校内で統一の様式を活用し、主観や憶測を排した客観的な記録に努める。

### ④警察との連携体制の構築

犯罪行為として取り扱うべきいじめ事案に備え、所轄警察署との連絡体制を平時から構築する。重大な被害が生じるおそれがある場合は、速やかに警察に相談・通報できるよう、連携手順を確認しておく。

## (2) いじめの重大事態発生時の対応

### ①学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童生徒の心のケアを行う。

また、学校長よりいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### ②市教育委員会との連携

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 6 その他

- ・ 定期的な校内生活安全推進委員会の開催による、共通理解の場の設定。→（月 1 回）必要に応じてケース会議等を計画し、関係機関と連携しながら解決にあたっていく。
- ・ SC より、カウンセリングマインドに関する研修を受け、全教職員のカウンセリングスキルの向上を図る。毎週金曜日、教育相談の実施。
- ・ 学校評価・いじめアンケート（保護者・児童対象）により、児童の人間関係についての状況把握を実施。いじめ早期発見に向けての取り組み。
- ・ 児童が SNS を介したトラブルやいじめに繋がるようなことを未然に防止するために、ネットモラルの講演会を開催。（児童向け:7月・教師向け:8月）
- ・ 定期的な生活指導通信「富士っ子」を発行し、児童が健全な学校生活を送るための啓発を図る。
- ・ 毎月 25 日を、にこにこデーとして、児童会を中心とした「あいさつ運動」の展開。